

不法投棄や不法焼却には罰則があります。 絶対に行わないでください。

不法投棄



ごみステーションへの不法投棄

私有地・公共用地への不法投棄

不法焼却



野焼き

罰則: **5年以下の懲役**若しくは、**1,000万円以下の罰金**又はこの**併科**(法人に対しては3億円以下の罰金)

住居と店舗が同じ建物の場合でも、
家庭ごみと事業系ごみをわけて
排出してください。
事業系ごみは、ごみステーションに
排出できません。

住居

住居から出るごみは「**家庭ごみ**」

店舗

店舗から出るごみは「**事業系ごみ**」

排出事業者自身が直接市の施設へ搬入する場合の問い合わせ先

可燃ごみ	東部グリーンセンター	東区西大寺新地453番地5	TEL 086-944-7071
	当新田環境センター	南区当新田486番地1	TEL 086-246-5145
粗大ごみ	東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地453番地5	TEL 086-944-7122
	西部リサイクルプラザ	北区野殿西町428番地2	TEL 086-214-2650

問い合わせ先

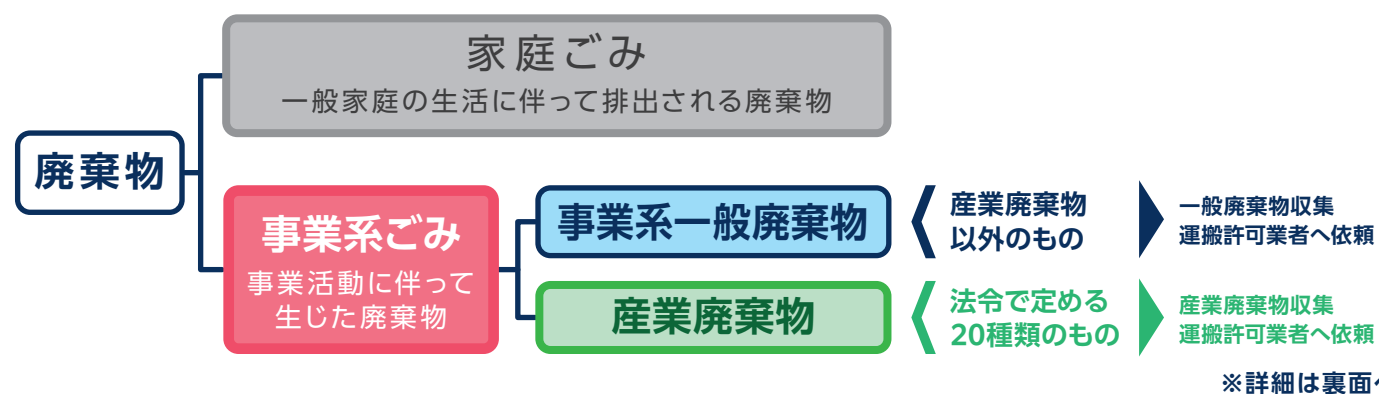
事業系一般廃棄物の出し方、分別に関すること 一般廃棄物処理業許可業者に関すること	環境事業課	TEL 086-803-1298
産業廃棄物処理業の許可に関すること 産業廃棄物排出者への指導に関すること	産業廃棄物対策課	TEL 086-803-1303
市の処理施設への持ち込みに関すること	環境施設課	TEL 086-803-1311

事業系ごみの 分け方・出し方

～家庭と事業所では、ごみの分別ルールが異なります～
～事業者には、ごみを適正に処理する義務があります～

事業系ごみとは?

店舗・会社・工場・事務所・学校・官公庁など、事業活動に伴って出るごみはすべて事業系ごみです。



※詳細は裏面へ

ポイント①

個人営業や農業などの小規模事業者のごみも、事業系ごみです。

ポイント②

ごみステーションに、事業系ごみは出せません!

事業系ごみは、排出事業者が処理施設へ自己搬入するか、
収集運搬許可業者に収集を依頼して処理してください。

事業系ごみをごみステーションに出す行為は量の多少に関係なく、
「事業者のごみを適正に排出する責務に違反する不法投棄」とみなされます。

※廃棄物処理法に違反する行為であり、悪質な場合は処罰されます。
※事業所から出る資源化物も資源化物ステーションや市の拠点回収所へ
持ち込むことはできません。



ポイント③

分別ができていないと、市の処理施設での
受け入れ(自己搬入、収集運搬許可業者による搬入)は
できません。



事業系ごみの分別一覧表

分別区分		搬入先区分	分別区分		対象物(例)	搬入方法	処理方法	問合せ先																							
事業系一般廃棄物	リサイクルできないもの	市焼却施設	紙くず (リサイクルできないもの)		フィルムコーティングされた紙、ティッシュペーパー、カーボン紙、汚れた紙、感熱紙、紙おむつ、水に溶けない紙など	○自己搬入※1 ○岡山市長の許可を受けている一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬委託して搬入	岡山市の焼却施設へ処理を依頼	○自己搬入する場合 <table><tr><td>施設名</td><td colspan="2">東部クリーンセンター</td><td>当新田環境センター</td></tr><tr><td>所在地</td><td colspan="2">東区西大寺新地453番地5</td><td>南区当新田486番地1</td></tr><tr><td>電話番号</td><td colspan="2">944-7071</td><td>246-5145</td></tr><tr><td rowspan="2">受入時間帯</td><td>平日</td><td colspan="2">8:00~15:00</td></tr><tr><td>土日</td><td colspan="2">受入なし</td></tr><tr><td>処理手数料</td><td colspan="3">10kgまでごとに180円</td></tr></table>	施設名	東部クリーンセンター		当新田環境センター	所在地	東区西大寺新地453番地5		南区当新田486番地1	電話番号	944-7071		246-5145	受入時間帯	平日	8:00~15:00		土日	受入なし		処理手数料	10kgまでごとに180円		
			施設名	東部クリーンセンター					当新田環境センター																						
			所在地	東区西大寺新地453番地5					南区当新田486番地1																						
			電話番号	944-7071					246-5145																						
		受入時間帯	平日	8:00~15:00																											
			土日	受入なし																											
処理手数料	10kgまでごとに180円																														
生ごみ		食品の食べ残し・売れ残り、調理くずなど(水切りをしてください) ※食料品製造業・医薬品製造業等で原料として使用した動植物性の残さは産業廃棄物です。	表紙ポイント2	○岡山市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧▶																											
木くず (リサイクルできないもの)		木製品(割り箸など)																													
繊維くず (天然繊維のみ)		服・靴・カバンなど ※リサイクルできないものに限ります。																													
市粗大ごみ受け入れ施設	木くず					木製品(机・椅子・棚など)【粗大ごみに該当するもの】※2	○搬入の際は必ず事前下記施設にご相談ください。 <table><tr><td>施設名</td><td>東部リサイクルプラザ</td><td>西部リサイクルプラザ</td></tr><tr><td>所在地</td><td>東区西大寺新地453番地5</td><td>北区野殿西町428番地2</td></tr><tr><td>電話番号</td><td>944-7122</td><td>214-2650</td></tr><tr><td rowspan="2">受入時間帯</td><td>平日</td><td>8:00~15:00</td><td>8:00~16:00</td></tr><tr><td>土日</td><td colspan="2">受入なし</td></tr><tr><td>処理手数料</td><td colspan="2">10kgまでごとに180円</td></tr></table>	施設名	東部リサイクルプラザ	西部リサイクルプラザ	所在地	東区西大寺新地453番地5	北区野殿西町428番地2	電話番号	944-7122	214-2650	受入時間帯	平日	8:00~15:00	8:00~16:00	土日	受入なし		処理手数料	10kgまでごとに180円						
	施設名	東部リサイクルプラザ				西部リサイクルプラザ																									
	所在地	東区西大寺新地453番地5				北区野殿西町428番地2																									
電話番号	944-7122	214-2650																													
受入時間帯	平日	8:00~15:00	8:00~16:00																												
	土日	受入なし																													
処理手数料	10kgまでごとに180円																														
繊維くず (天然繊維のみ)		布団、毛布、カーテン、カーペット、畳など【粗大ごみに該当するもの】※2																													
資源化物	リサイクルできるもの	再生資源事業者施設	専ら物※3	紙くず	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、OA用紙、シュレッダー紙、紙パック、雑古紙(空き箱、紙袋など) ※リサイクルできる古紙については市の焼却施設への搬入はできません。	○自己搬入※1 ○各種収集運搬許可を受けている業者等に収集運搬委託して搬入※4	産業廃棄物処分業許可業者 または 再生資源事業者へ処理を依頼	○再生資源事業者については岡山再生資源事業協同組合へご相談ください。 岡山再生資源事業協同組合▶ ○産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者については 岡山県循環資源総合情報支援センターへ▶ ○剪定枝のリサイクル、事業系古紙受入業者、食品ごみのリサイクルについては 岡山市のホームページ「食品ごみ・事業系古紙・剪定枝の再資源化事業者」へ▶																							
				繊維くず	古布																										
				缶	缶(飲食用)																										
				びん	びん(飲食用)																										
			生ごみ		食品の食べ残し・売れ残り、調理くずなど	○自己搬入※1 ○各種収集運搬許可を受けている業者に収集運搬委託して搬入※4																									
			木くず		剪定枝、刈草																										
			ペットボトル		ペットボトル(飲料用・調味料用)																										
			廃油		使用済みてんぷら油																										
産業廃棄物	リサイクルできないもの	産業廃棄物処分業者施設	廃プラスチック類		合成繊維くず(化学繊維でできた作業着・制服・カバン・靴)、発泡スチロール、ビニール袋、緩衝材、食品トレイ、弁当・カップ麺の容器、プラスチック製品(ハンガー、かご、バケツ、収納ケース、スポンジ、クリアファイル)、廃タイヤなど	○自己搬入※1 ○産業廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬委託して搬入	産業廃棄物処分業許可業者へ処理を依頼 ※家電リサイクル法の対象となる家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機)については家電リサイクル券の購入が必要です。 家電4品目は販売店への処理依頼または指定取引所へ引き渡しての処理依頼が必要です。 ※パソコン・二輪車・消火器等はメーカー、販売店等にご相談ください。	○産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者については 岡山県循環資源総合情報支援センターへ▶ ○家電リサイクル法の対象となる品目については 家電リサイクル券センターへ▶ ○パソコンについては パソコン3R推進協会へ▶ ○二輪車については 自動車リサイクル促進センターへ▶ ○消火器については 消火器リサイクル推進センターへ▶																							
			缶		再生資源事業者が処理できない缶																										
			びん		再生資源事業者が処理できないびん																										
			ペットボトル		再生資源事業者が処理できないペットボトル																										
			金属くず		刃物類(はさみ、包丁)、スプレー缶、一斗缶、スチール製の机・椅子・ロッカーなど																										
			ガラス・コンクリート・陶磁器くず		ガラス製品(コップ、水槽)、陶磁器類(植木鉢、茶碗、皿)、窓ガラス、レンガ、鏡、コンクリートなど																										
			電池		乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池など																										
			電化製品		エアコン、冷蔵(凍)庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、掃除機、パソコン、携帯電話、イヤホンなど																										
			紙くず		建設業、紙製造業、出版業などから出るもの【業種指定】																										
			木くず		貨物の流通に使用したパレット、建設業・木材又は木製品製造業などの業種から発生したものなど【業種指定】																										
			繊維くず (天然繊維のみ)		建設業、繊維工業などから出るもの【業種指定】																										
			その他		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び政令第2条に示す産業廃棄物																										

※1「自己搬入」とは…廃棄物を排出する事業者が自ら搬入すること / ※2「粗大ごみに該当するもの」の基準…一辺が35cm×35cmより大きく、厚さ5cmより大きいもの。粗大ごみの搬入については必ず事前に市粗大ごみ受け入れ施設にご相談ください。

※3「専ら物」とは…専ら再生利用の目的となる産業廃棄物または一般廃棄物のこと / ※4 廃棄物の収集運搬を委託する場合、区分に応じた収集運搬許可業者への委託が必要です。事業者が排出する廃棄物の内容に応じて受託業者とご相談ください。